

# 一時保育事業のご案内 (令和8年4月～)

毎日ではないけれど、保護者が仕事を持っている、あるいは冠婚葬祭、出産、病気など、急を要する場合、さらには保護者の一日リフレッシュなどに対応する保育事業です。

次の3事業からなり、実施園は次のとおりです。

## ①非定型的保育事業（1週につき3日、かつ1ヶ月につき14日以内）

保護者の労働、職業訓練、就学などにより断続的に家庭保育が困難となる児童のための事業です。

## ②緊急一時保育事業（1ヶ月につき14日以内）

保護者の疾病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により緊急一時的に家庭での保育が困難となる児童のための事業です。

## ③私的保育サービス事業（1週につき2日、かつ1ヶ月につき5日以内）

私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる児童のための事業です。

| 実施園                                                                        | 実施する事業 | 利用料（日額）                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 半田同胞園保育所（1～5歳児）<br>半田市栄町2-22<br>Tel 24-6645                                | ①・②・③  | 1・2歳児 2,000円<br>3歳児 1,000円<br>4歳以上 800円<br><br><u>3歳児以上は上記以外に<br/>給食費280円（主食費44円＋副食費236円）がかかります。</u> |
| のぞみが丘保育園（1～2歳児）<br>半田市亀崎大洞町3-3-2<br>Tel 28-6115                            |        |                                                                                                      |
| みらい保育園（3～5歳児）<br>半田市亀崎大洞町3-37<br>Tel 28-2858                               |        |                                                                                                      |
| あさひ保育園（1～2歳児）<br>半田市西大矢知町4-61-1<br>Tel 89-8731                             |        |                                                                                                      |
| にじいろ保育園花園（1～5歳児）<br>半田市有楽町6-5-2<br>Tel 22-7646<br>※利用時間：午前8時から午後4時まで（平日のみ） |        |                                                                                                      |
| アイグラン保育園高根（1～5歳児）<br>半田市平地馬場町2-5-8<br>Tel 84-7118                          | ②のみ    | ※年齢区分は、ご利用日の属する年度の4月1日現在の満年齢となります。<br>※ただし、ご利用日時点で満1歳の児童は1歳児としてご利用できます。                              |
| 岩滑こども園（1～5歳児）<br>半田市出口町2-163<br>Tel 21-2182                                |        |                                                                                                      |
| 板山こども園（1～5歳児）<br>半田市板山町1-100-10<br>Tel 27-5214                             |        |                                                                                                      |
| 修農保育園（1～5歳児）<br>半田市平井町5-64-2<br>Tel 27-6209                                |        |                                                                                                      |
| 協和保育園（1～5歳児）<br>半田市中島町11-1<br>Tel 22-7595                                  |        |                                                                                                      |
| ☆申込書の記入と保育の必要な事由を証明する書類が必要です。<br>☆実施園へ直接申し込んでください。                         |        |                                                                                                      |

※利用時間は、午前8時から午後4時まで（土曜日は、午後0時30分まで）です。

※各園の予約状況や行事などにより、ご利用いただけない場合があります。

※在籍園がある場合でもご利用いただけます。保育料・利用料はそれぞれ発生します。

# こども誰でも通園制度のご案内

(令和8年4月～)

一人あたり10時間/月までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに保育所等を利用できる制度です。すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化します。

| 実施場所                                                       | 利用可能曜日                    | 利用時間               | 利用料    |
|------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------|--------|
| 子育て支援センター「はんだっこ」<br>半田市広小路町155-3<br>クラシティ3階<br>Tel 22-4188 | 火曜日・金曜日<br>(10月のみ火曜日・木曜日) | 午前9時から午前<br>11時30分 | 750円/回 |

☆対象年齢：0歳6か月～3歳の誕生日の前々日まで

☆利用形態：同じ曜日での定期利用（例：毎週火曜日など）

☆利用方法

- ①以下アカウント登録ページからアカウント登録し、利用認定申請
- ②認定証が届いた後、面談予約
- ③面談および利用申込
- ④利用開始

※予約状況などにより、ご利用いただけない場合があります。

※認定児童の追加申請や認定申請後の市内転居に伴う住所変更、非課税適用等に伴う利用料減免、市外転居や認可保育所等への入所に伴う認定消滅については、オンラインではなく申請書、届出を市役所2階保育幼稚園課または利用施設へ提出いただく必要があります。詳細は半田市ホームページをご確認ください。

【制度のご案内（ホームページ）】

【アカウント登録ページ】



問い合わせ  
半田市役所保育幼稚園課  
0569-84-0660

## 【よくある質問】

○対象者は？

保育園や幼稚園等に通っていない、0歳6か月から3歳の誕生日の前々日までのこどもが対象です。

○親が働いていなくても利用可能？

利用できます。就労要件は問われません。

○一時保育事業とこども誰でも通園制度の併用は可能？

併用できます。

○利用に必要なものは？

一時保育事業は就労証明など、利用に必要な要件が確認できるものが必要です。（私的保育サービス事業は除く。）

こども誰でも通園制度は、利用認定申請時には必要ありませんが、安全にこどもを預かるため、面談時に「緊急連絡票」、「入所までの生活状況」「健康の記録」をご用意いただきます。